

(十二) 援護

援 護

1. 災害見舞金等支給制度

市民が火災、風水害、震災、その他の自然災害により死亡、負傷した場合や、住家が全焼、半焼等したとき、その被災者又は家族に対し弔慰金及び見舞金を支給しています。

(1) 見舞金等の額

①死亡、負傷等の場合

(表 12.1-1)

区 分	金 額
死亡	100,000円
全治3か月以上の負傷	20,000円
全治1か月以上3か月未満の負傷	16,000円
全治1週間以上1か月未満の負傷	10,000円

②住家の損壊、滅失等の場合

(表 12.1-2)

区 分	金 額
全焼・全壊又は流失	50,000円
半焼又は半壊	30,000円
床上浸水	20,000円

(2) 支給状況

(表 12.1-3)

年度 区分		R5		R6		R7	
		件数	災害名	件数	災害名	件数	災害名
死	亡	0件		0件		1件	火災
負 傷	3か月以上	0件		0件		0件	
	3か月未満	0件		0件		0件	
	1か月未満	1件	火災	0件		1件	火災
全	焼	4件	火災	2件	火災	5件	火災
全	壊	0件		0件		0件	
半	焼	0件		0件		0件	
半	壊	0件		0件		0件	
床 上	浸 水	0件		0件		0件	
計		5件		2件		7件	

2. 被災者生活再建支援制度（都道府県基金）

阪神・淡路大震災を契機として平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。

（1）対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震などによって市内において10世帯以上の住宅が全壊するなど大規模な被害が発生した自然災害などが対象となります。

（2）支給対象

居住していた住宅が全壊または大規模半壊と判定された世帯。あるいは半壊判定を受け、居住していた住宅をやむなく解体した世帯。

（3）支給額

住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の2つとなります。

(表 12.2-1)

区 分	基礎支援金		加算支援金	
	被害程度	金額	再建方法	金額
複数世帯 世帯の 構成員 が複数	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸（公営住宅は除く）	50万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸（公営住宅は除く）	50万円
	中規模半壊世帯		建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸（公営住宅は除く）	25万円
単数世帯 世帯の 構成員 が単数	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸（公営住宅は除く）	37.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸（公営住宅は除く）	37.5万円
	中規模半壊世帯		建設・購入	75万円
			補修	37.5万円
			賃貸（公営住宅は除く）	18.75万円

※加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金は、金額が高いものとなります。

※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4となります。

※「大規模半壊」又は「中規模半壊」の判定で、居住していた住宅を解体した場合には「全壊」扱いとなります。

※令和2年7月3日より被害程度に「中規模半壊」が追加されました。「中規模半壊」判定では加算支援金のみ支給されます。

(4) 東日本大震災における被災者生活再建支援制度

①申請期間

- 基礎支援金・・・平成31年4月10日まで（被災した日から97ヶ月以内）
- 加算支援金・・・令和2年4月10日まで（被災した日から109ヶ月以内）

②東日本大震災における支給状況

(表 12.2-2)

区分	基礎支援金			加算支援金		
	被害程度	件数	金額	再建方法	件数	金額
複数世帯	全壊	212件	212,000,000円	建設・購入	158件	316,000,000円
	大規模半壊	70件	35,000,000円	補修	75件	75,000,000円
				賃貸	26件	13,000,000円
単身世帯	全壊	50件	37,500,000円	建設・購入	19件	28,500,000円
	大規模半壊	15件	5,625,000円	補修	14件	10,500,000円
				賃貸	15件	5,625,000円
	合計	347件	290,125,000円	合計	307件	448,625,000円

※全壊には、「大規模半壊解体」及び「半壊解体」を含みます。

(5) 令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害における被災者生活再建支援制度

①申請期間

- 基礎支援金・・・令和2年10月8日まで（被災した日から13ヶ月以内）
- 加算支援金・・・令和4年10月8日まで（被災した日から37ヶ月以内）

②令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害における支給状況 (表 12.2-3)

区分	基礎支援金			加算支援金		
	被害程度	件数	金額	再建方法	件数	金額
複数世帯	全壊	3件	3,000,000円	建設・購入	2件	4,000,000円
	大規模半壊	0件	0円	補修	1件	1,000,000円
				賃貸	0件	0円
単身世帯	全壊	2件	1,500,000円	建設・購入	1件	1,500,000円
	大規模半壊	0件	0円	補修	0件	0円
				賃貸	0件	0円
	合計	5件	4,500,000円	合計	4件	6,500,000円

※全壊には、「大規模半壊解体」及び「半壊解体」を含みます。

3. ひたちなか市被災者生活再建支援補助事業

被災者生活再建支援法の適用とならない自然災害で被災した世帯などを支援する補助事業です。

(1) 対象となる自然災害

- ・ 県内他市町村において、国の被災者生活再建支援制度が適用された自然災害
- ・ 県内において、住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

(2) 支給対象

居住していた住宅が全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯。あるいは半壊判定を受け、居住していた住宅をやむなく解体した世帯。

(3) 支給額

住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の2つとなります。

(表 12.3-1)

区 分	基礎支援金		加算支援金	
	被害程度	金額	再建方法	金額
複数世帯 世帯の 構成員 が複数	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸(公営住宅は除く)	50万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸(公営住宅は除く)	50万円
	中規模半壊世帯		建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸(公営住宅は除く)	25万円
	半壊世帯	20万円		
単数世帯 世帯の 構成員 が単数	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸(公営住宅は除く)	37.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸(公営住宅は除く)	37.5万円
	中規模半壊世帯		建設・購入	75万円
			補修	37.5万円
			賃貸(公営住宅は除く)	18.75万円
	半壊世帯	15万円		

※加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金は、金額が高いものとなります。

※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4となります。

※「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定で、居住していた住宅を解体した場合には「全壊」扱いとなります。

(4) 令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害における被災者生活再建支援制度

①申請期間

- 基礎支援金・・・令和2年10月8日まで(被災した日から13ヶ月以内)
- 加算支援金・・・令和4年10月8日まで(被災した日から37ヶ月以内)

②令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害における支給状況（表12.3-2）

区分	基礎支援金		
	被害程度	件数	金額
複数世帯	半壊	59件	14,750,000円
単数世帯	半壊	18件	3,562,500円
合 計		77件	18,312,500円

4. 災害弔慰金・災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく制度です。

自然災害により、死亡された方の遺族に対し災害弔慰金が支給されます。また、自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに重度の障害のある方に対して災害障害見舞金が支給されます。

① 災害弔慰金の額（表12.4-1）

区 分	金 額
生計維持者が死亡した場合	1人 500万円
生計維持者以外が死亡した場合	1人 250万円

※支給対象遺族は、配偶者・子・父母・孫・祖父母とするが、いずれも存しない場合は、死亡者の死亡当時その者と同じ居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に対し支給する。

② 災害障害見舞金の額（表12.4-2）

区 分	金 額
生計維持者が重度傷害を受けた場合	1人 250万円
生計維持者以外が重度障害を受けた場合	1人 125万円

※支給対象者は、重度障害を受けた者。

●重度障害の範囲●（表12.4-3）

1 両眼が失明したもの
2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6 両上肢の用を全廃したもの
7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8 両下肢の用を全廃したもの
9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

③ 支給状況（東日本大震災）

（表 12. 4-4）

区 分		件数	金額
災害弔慰金	生計維持者が死亡した場合	1 件	5,000,000 円
	生計維持者以外が死亡した場合	1 件	2,500,000 円
災害障害見舞金	生計維持者が重度傷害を受けた場合	0 件	0 円
	生計維持者以外が重度障害を受けた場合	0 件	0 円
合 計		2 件	7,500,000 円

5. 義援金

①配分状況（東日本大震災）

（表 12. 5-1）

区分		配分決定額(円)	件数(件)	金額(円)	
ひたちなか市		死亡	200,000	2	400,000
		全壊	150,000	82	12,300,000
		大規模半壊・半壊	70,000	826	57,820,000
茨城県		死亡	150,000	2	300,000
		全壊	150,000	82	12,300,000
		大規模半壊・半壊	70,000	827	57,890,000
日本政府		死亡	10,000	2	20,000
		全壊	10,000	82	820,000
		大規模半壊・半壊	5,000	824	4,120,000
日本赤十字社等	1次配分	死亡	350,000	2	700,000
		全壊	350,000	82	28,700,000
		大規模半壊・半壊	180,000	827	148,860,000
日本赤十字社等	2次配分の1	死亡	560,000	2	1,120,000
		全壊	560,000	82	45,920,000
		大規模半壊・半壊	280,000	827	231,560,000
日本赤十字社等	2次配分の2	死亡	75,808	2	151,616
		全壊	75,808	82	6,216,256
		大規模半壊・半壊	37,904	827	31,346,608
日本赤十字社等	2次配分の3	死亡	60,000	2	120,000
		全壊	60,000	82	4,920,000
		大規模半壊・半壊	30,000	827	24,810,000
日本赤十字社等	2次配分の4	死亡	40,000	2	80,000
		全壊	40,000	82	3,280,000
		大規模半壊・半壊	20,000	824	16,480,000
日本赤十字社等	2次配分の5	死亡	8,000	2	16,000
		全壊	8,000	81	648,000
		大規模半壊・半壊	4,000	824	3,296,000
日本赤十字社等	2次配分の6	死亡	25,000	2	50,000
		全壊	25,000	81	2,025,000
		大規模半壊・半壊	12,500	822	10,275,000
日本赤十字社等	2次配分の7	死亡	14,000	2	28,000
		全壊	14,000	79	1,106,000
		大規模半壊・半壊	7,000	819	5,733,000
日本赤十字社等	2次配分の8	死亡	20,000	2	40,000
		全壊	20,000	79	1,580,000
		大規模半壊・半壊	10,000	814	8,140,000
日本赤十字社等	2次配分の9	死亡	27,423	2	54,846
		全壊	27,423	77	2,111,571
		大規模半壊・半壊	13,711	809	11,092,199
日本赤十字社等	2次配分の10	死亡	10,000	2	20,000
		全壊	10,000	77	770,000
		大規模半壊・半壊	5,000	805	4,025,000
日本赤十字社等	2次配分の11	死亡	8,000	2	16,000
		全壊	8,000	76	608,000
		大規模半壊・半壊	4,000	796	3,184,000
日本赤十字社等	2次配分の12	死亡	8,000	2	16,000
		全壊	8,000	76	608,000
		大規模半壊・半壊	4,000	785	3,140,000
日本赤十字社等	2次配分の13 (最終配分)	死亡	19,683	2	39,366
		全壊	19,683	76	1,495,908
		大規模半壊・半壊	9,842	765	7,529,130

②配分状況（令和元年度台風第19号）

（表 12.5-2）

区 分			配分決定額	件 数	金 額
日本赤十字社等	1次配分	大規模半壊・半壊・床上浸水	400,000 円	87 件	34,800,000 円
日本赤十字社等	最終配分	大規模半壊・半壊・床上浸水	62,068 円	86 件	5,337,848 円

6. 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく制度です。

自然災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しを支援するために災害援護資金の貸付けを行います。

①貸付限度額

●世帯主に1月以上の負傷がある場合●（表 12.6-1）

区 分	限度額	特別限度額
当該負傷のみ	1 5 0 万円	—
家財の3分の1以上の損害	2 5 0 万円	—
住居の半壊	2 7 0 万円	3 5 0 万円
住居の全壊	3 5 0 万円	—

●世帯主に1月以上の負傷がない場合●（表 12.6-2）

区 分	限度額	特別限度額
家財の3分の1以上の損害	1 5 0 万円	—
住居の半壊	1 7 0 万円	2 5 0 万円
住居の全壊	2 5 0 万円	3 5 0 万円
住居全体の滅失又は流失	3 5 0 万円	—

※居住していた住宅を建て直す際に、その住宅の全部を取り壊すなどの特別な事情がある場合は、特別限度額となります。

- ②貸付利率 1. 5%, 連帯保証人がある場合は無利子
 ③据置期間 3年（東日本大震災においては6年（特別限度額の場合8年））
 ④償還期間 10年（東日本大震災においては13年以内（据置期間を含む））
 ⑤申請期限 震災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日
 （東日本大震災においては令和4年3月31日まで）

⑥所得制限（表 12.6-3）

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額
1人	2 2 0 万円未満
2人	4 3 0 万円未満
3人	6 2 0 万円未満
4人	7 3 0 万円未満
5人以上	1人増すごとに7 3 0 万円に3 0 万円を加えた額未満

※ただし、その世帯の居住していた住宅が滅失した場合は1, 2 7 0 万円未満となります。

⑦貸付状況（東日本大震災）（表 12. 6-3）

貸 付 額	件 数
1 2 0 万円	1 件
1 5 0 万円	1 件
1 7 0 万円	1 3 件
2 0 0 万円	1 件
2 5 0 万円	6 件
3 5 0 万円	2 件
合 計	2 4 件

⑧貸付状況（台風 19 号）（表 12. 6-4）

貸 付 額	件 数
8 0 万円	1 件
合 計	1 件

7. 行旅病人及び行旅死亡人等取扱い

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、旅行中の病・死人の取扱は市町村長が行うことになっています。

行旅病人・死亡人及び行旅人取扱人数（表 12. 7-1）

年 度	行旅病人	行旅死亡人
H27	0	0
H28	0	0
H29	0	1
H30	0	1
R1	0	0
R2	0	0
R3	0	1
R4	0	1
R5	0	0
R6	0	0
R7	0	1

8. 戦傷病者及び戦没者遺族の援護

（1）遺族援護法，旧軍人恩給関係

- ① 軍人及び任官した軍属であった人の遺族については、「恩給法」により公務扶助料，増加非公死扶助料等が支給されます。
 - ② 恩給権のない軍属及び準軍属であった人の遺族については、「戦傷病者援護法」により遺族年金，遺族給与金等が支給されます。
 - ③ 夫を失った妻については、「戦没者の妻に対する特別給付金」が支給されています。
- （2）戦傷病者に対しては「恩給法」，あるいは「戦傷病者・戦没者遺族等援護法」により傷病恩給，障害年金等が支給されている外，「戦傷病者特別援護法」によって，療養給付，補装具の支給及びＪＲ無賃乗車券引換証交付等の援護がなされています。また，戦傷病者等の妻に対

しては、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が支給されています。

(3) 叙位及び叙勲関係

旧軍人・軍属のうち下士官または判任官以上の人で積年の功によって叙位、叙勲（位記、叙記）が発令され、また、戦没者に対しては、死没した軍人、軍属でその資格を有した人に発令されます。

(4) 事務取扱い実績

① 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 (表 12.8-1)

年 度	受付件数(件)	国債交付済(件)	備 考
R5	0	0	
R6	0	0	
R7	0	0	

② 戦没者等の妻に対する特別給付金 (表 12.8-2)

年 度	受付件数(件)	国債交付済(件)	備 考
R5	5	5	
R6	0	0	
R7	2	1	

③ その他戦傷病者関係 (表 12.8-3)

年 度	受付件数(件)	備 考
R5	0	
R6	0	
R7	0	

(5) 戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

① 支給対象者等

令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時の遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母，（2）孫，（3）祖父母，（4）兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

② 支給内容

額面 27.5 万円、5 年償還の記名国債（無利子）

③ 請求期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 5 月 12 日現在、第十二回特別弔慰金受付件数 472 件

参考 第十一回特別弔慰金受付件数 672 件

9. 日本赤十字社活動

日本赤十字社は、人道と博愛の精神を基調とし、明るく住みよい平和な社会を築きあげていくため、活動しており、その理想実現のためにいろいろな人道的事業を行っています。

主な事業として、血液事業の推進、看護師の養成、交通災害のための救急施設をはじめ災害が起こった場合は、負傷者の医療救護、救急物資の配布、義援金の取り扱いを行い、また救急法、水上安全法、健康生活支援講習等の普及指導により国民の安全と健康を守るための知識向上と技術指導に努めています。

（1）会員増強運動

① 一般社資

（表 12.9-1）

年 度	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)
R3	18,715,000	16,242,500	86.8
R4	18,975,000	16,087,477	84.8
R5	17,490,000	16,108,986	92.1
R6	17,151,000	14,815,903	86.4
R7	16,035,000	14,411,384	89.9

② 特別社資

（表 12.9-2）

年 度	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)
R3	585,000	460,000	78.6
R4	651,000	459,575	70.6
R5	901,000	368,500	40.9
R6	1,029,000	295,911	28.8
R7	1,049,000	275,000	26.2

（2）災害見舞件数

（表 12.9-3）

年 度	件数(件)	備 考
R3	5	全焼 4 件、半焼 1 件
R4	4	全焼 4 件
R5	4	全焼 4 件
R6	2	全焼 2 件
R7	5	全焼 5 件